

記載要領

※該当しないものを二重線で消す

※検査立会者

排水設備調書 (新設、増設、改築)

責任技術者の
※瀬戸市に
登録済みの
責任技術者
の押印

計画確認	課長	補課佐長	係長	※新たに下水道を使用する場合：新設 今まで下水道を使用していた場合：増設、改築	審査員
竣工確認	課長	補課佐長	係長	係	検査員

管理係

設置場所	瀬戸市 ※他の申請書類の設置場所と合わせる		
区分	住	所	氏名
申請者	※・他の申請書類と合わせる		
義務者	<ul style="list-style-type: none"> 申請者、義務者、使用者が同じ場合でもそれぞれ記入する 日付や氏名及び住所等修正テープは使用しない 		
※土地の所有者 使用者			
付近見取図 (設置場所の町名を記載すること)	※受付	年 月 日	第 号
<ul style="list-style-type: none"> この見取図で現地到着できるよう目印となる建物等記入する原則、住宅地図を使用し、インターネット地図は使用しない (住宅地図がない場合は要相談) 町名がわかるよう記入する 申請地は赤枠で囲い、中央になるようにする 	設計 年月日	※計画図面を作成した日	
	※審査	年 月 日	
	着手 予定年月日	年 月 日	※排水設備計画確認申請書の
	使用開始 予定年月日	年 月 日	日付と合わせる
	※検査	年 月 日	
	※完了届提出から7日以内に検査を受ける 注意：完了届提出は工事完了より7日以内		
	量水器 口径	※集合住宅は別紙で一覧表作成	
	量水器 番号	水道メーター未設置の場合 鉛筆にて"未定"と記載	
	家区分	既存・新築・改築・増築	
	トイレ 区分	合併浄化槽・単独浄化槽・くみ取り	
	改造 見積額	金	万円
	取付管 用途	※浄化槽、くみ取りからの改造費	
	メーター	既設・新設	※ m3
	くみ取り 業者名	※未決定的場合	
	くみ取り日	鉛筆にて"未定"と記載	
	既設排水 設備の利用	有 ・ 無	
	※有の場合はチェックリスト提出 (取付桝のみ既設でも提出する)		
取付管・取付桝断面図 (官民境界から取付桝までの距離を記載すること)	<ul style="list-style-type: none"> 本管の管種及び口径、取付管の管種及び口径を記載する 本管土被り、官民境界での土被り、本管出幅、取付桝出幅等を記載する (取付桝の出幅は、裏面の平面図と同じことを確認する) 取付桝の官民境界からの出幅は、計画確認申請時に未定であっても計画寸法を必ず記載する (出幅1m以内、鉛筆書き可) 取付管を新たに設置する場合、既設取付管があるが取付管竣工図がない場合等、断面図の各寸法が未定であっても可能な範囲で計画寸法を記載する (鉛筆書き可) "取付管未施工"・"取付管竣工図なし"・"施工後記入"など、状況に応じ断面図右上に鉛筆で記載する 取付管が2箇所以上ある場合は別紙に記載する 		

指定工事店名 瀬戸市に登録した指定工事店名
営業所、支店名まで記載

※印は記入しないでください。
200g/m²(180K)程度のA4ケント紙で印刷してください。
※指定の厚さのA4ケント紙を使用

R6.4改定

瀬戸市

排水設備平面図

(取付桧設置位置のオフセットを記載すること)

【主な記載事項】

- 建物内及び敷地内の既設及び新設の管(汚水、雨水)や桧(汚水、雨水)
- 汚水管と雨水管が混同しないよう色分けする(表示例:汚水は赤、雨水は緑(青))など、図面の見易さに配慮する
- 新設の管、桧は実線、既設の管、桧は破線で表記する
- それぞれの管の延長、口径、勾配及び桧の口径、深さ、高さ等
(平面図に記載する数値の単位、表記数値、記号等は、下水道排水設備指針と解説(日本下水道協会)に準ずる)
- 取付桧のオフセット(隣地境界または構造物等からの距離、官民境界からの出幅)
- ガーデンパン、給湯器等の位置

【注意事項】

- 排水管(汚水管、雨水管)の延長は管径の120倍を超えないこと
→排水管の管径がφ100mmなら12mを超えないこと
- 排水管の土被りは20cm以上確保する
- 排水管の勾配は基本的に1/50以上とれるよう設計する
- 浄化槽の排水管口が側溝に残る場合、モルタルでふさぐ等の処理を必ず行う
- ガーデンパンからの排水は汚水への接続が基本
(φ30cm以上の溜桧を経由する場合は雨水への接続を可とする場合あり)
- 給湯器、受水槽等のドレン排水は汚水、雨水どちらにも接続可
- 雨水桧に浸透桧は使用しないこと
- 寸法の引き出し線は、排水管等と平行に記載する
- その他、分からないことが発生した場合は、必ず事前に瀬戸市の担当者に相談する
- 申請時に提出した図面で施工ができず、変更する必要がある場合は瀬戸市の担当者に連絡すること
- 工事は必ず審査を終えた後に着手する

【その他】

- 申請時の図面(排水設備平面図)は修正できる状態で審査を受けること
(普通紙で印刷、台帳にホッチキス等で仮留めし、審査後、指示を受けた場合に修正できるように)
- 完了時は台帳に直接印刷することを基本とする
(普通紙の図面を台帳に貼り付ける場合は、貼り付ける紙の端(周囲)すべてにのり付けし、剥がれない様に注意)

※1 完了届等の書類は、工事完了後7日以内に提出し、責任技術者立会いのもと検査を受けること

※2 新築物件の完了検査は、必ず入居前に受けること